

医療安全管理者 規定

（目的）

第一条 滝山病院は、下記の目的を遂行するために、医療安全管理者を配置する

1. 組織横断的な病院全体の医療安全対策の推進
2. 全職員に対し医療安全に対する教育と啓蒙
3. 病院全体における医療事故の実態の把握と原因究明

（任命）

第二条 1. 医療安全管理者は、医療法施行規則で定める「専任の医療に関わる安全管理を行う者」にあたり、以下の要件を満たす

- 1) 医師、薬剤師、または看護師のうちいずれかの資格を有すること
 - 2) 医療安全に関する必要な知識を有していること
 - 3) 医療安全に関する必要な研修を終えていること
 - 4) 医療に関わる安全管理の為に委員会の構成員に含まれていること
 - 5) 医療安全対策の推進に関する業務に従事していること
2. 医療安全管理者は病院長が任命する

（職務）

第三条 1. 厚生労働省による「医療安全管理者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」における医療安全管理者の業務指針に準じ、安全管理の為に必要な権限と必要な資源を付与され、病院長の指示に基づきその業務を行う

2. 医療安全業務のうち、以下の業務について主要な役割を担う
 - 1) 医療安全業務に関する企画・立案及び評価に関すること
 - 2) 安全管理に関する職員の意識の向上を目指すための指導・助言
 - 3) セーフティメモ・事故報告書に関する事実関係の確認、対応への助言・指導
 - 4) 院内の巡回点検及び助言・指導
 - 5) 安全管理に関わる指導・助言・相談及び部門間の調整
 - 6) 医療事故発生の報告または連携を受け、直ちに医療事故・状況把握対応を検討
 - 7) 事故等の事例については、必要な手法を用いる
3. 部門間を横断する医療事故の予防に関する調整を行う
4. 医療安全に関わる研修の企画・運営
5. 医療事故防止や医療安全の推進に関し、調査・研究を行う
6. 地域医療連携室と連携し、患者の苦情・受付・相談にあたる
7. その他、医療安全対策の推進に関する業務

（活動内容）

第四条 1. 各部署のセーフティマネージャーを任期一年として実動を任命する

2. 週一回程度のカンファレンスや院内安全ラウンドを行う
3. 院内発生した事例の必要に応じて臨時のカンファレンスやラウンドを行う
4. 連携医療機関と連携し、医療安全対策での問題点や疑問点についての改善を図る